

(仮称) 新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例

新宿駅周辺地域において路上飲酒を制限し、並びに迷惑行為及び来街者の過度な集中による事故等を防止することにより、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保します。

ハロウィン時期等における対策

【背景】

- 国内外からの観光客等の来街者が増加
- ハロウィン時期等において歌舞伎町周辺に大勢の来街者が集まり、路上飲酒や迷惑行為が増加する懸念

【区の責務】

- 関係行政機関及び関係団体と協力体制を確立するとともに、来街者に対するマナーの向上、事業者に対する意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進
- 関係行政機関及び関係団体と協議の場を設け、施策に反映

【来街者の責務】

- 関係法令を遵守し、マナーの向上及び条例の目的を達成するための区の施策への協力

【事業者の責務】

- 区が実施する酒類の販売自粛等の施策への協力

【指導】

- 区長は、路上飲酒を中止するよう指導することができる。

【迷惑行為の禁止】

正当な理由なく下記の行為を行うことをいう。

- 火気を使用する行為
- 街路灯、建造物等に上る行為
- 音響機器等により音を異常に大きく出す行為
- 上記のほか、他人に迷惑を及ぼす行為又は危害を及ぼす恐れのある行為

【路上飲酒の制限】

- 制限期間
 - ・ 10月31日及び11月1日
 - ・ その他、区長が特に必要と認める期間
- 制限区域

新宿3丁目及び歌舞伎町1丁目から規則により区域を選定



【具体的な対応】

- 事前の対策
 - ・ 大型ビジョンで動画の放映、ポスターの掲出による広報
 - ・ 酒類を販売する店舗に対して販売自粛の協力を要請
- 当日の対策
 - ・ 警備員の誘導等による雑踏事故の防止
 - ・ 路上で飲酒している方への指導

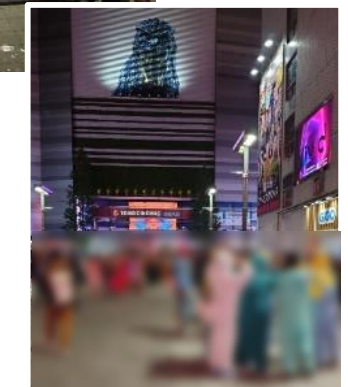
酒類販売自粛要請



路上飲酒制限



人が集まる歌舞伎町の様子



令和5年ハロウィン時期のシネシティ広場